1	金属加工機械	イ. 圧延機械(定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)
		口. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン
		(ロール式のものであって、定格出力が3.75kW以上のものに限
		る)
		ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ホ. 機械プレス
		(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
		へ. せん断機(定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤーフォーミングマシン
		リ. ブラスト(タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。)
		ヌ. タンブラー
		ル. 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	
	(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント
		(気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が 0.45m3以上の
		ものに限る。)
		ロ. アスファルトプラント
		(混練重量が 200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式で定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー(定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
		ハ. 砕木機

二.帯のこ盤

(製材用:定格出力が 15kW 以上のものに限る。) (木工用:定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)

ホ. 丸のこ盤

(製材用:定格出力が 15kW 以上のものに限る。) (木工用:定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)

へ. かんな盤(定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)

- 8 抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)